

# 仕 様 書

品 名 試料濃縮装置修繕

数 量 1 式

製造番号 11307843

製造会社 東京理化学器械株式会社

修繕期限 令和8年8月31日

状 況 加熱温度の設定ボタンが故障したため、修理が必要である。

低温・恒温水槽(MG-2200) 修理費 1式

## 修 繕 条 件

- 1 修繕中、本仕様書に疑義を生じたときは、速やかに三重県警察本部会計課の係官(以下「係官」という。)に連絡して指示を受けること。
- 2 修繕は、仕様書に明記されていない細部についても、その性質上当然本修繕に含まれるものは、双方協議の上修繕するものとする。
- 3 修繕に使用する材料は、すべて請負者において調達すること。  
なお、使用材料は純正品を使用すること。
- 4 修繕に係る送料及び諸経費はすべて請負者において負担すること。
- 5 修繕終了後、係官の検査を受け、検査合格をもって修繕完了とする。検査が不合格となったときは、再修繕実施後、再検査を受けること。
- 6 修繕完了後、3ヶ月以内に本修理に起因する障害が発生し、又はその箇所が発見されたときは、請負者の負担でこれを完全に修理すること。
- 7 現物確認を希望する場合は、平日の8:30～17:15(12:00～13:00を除く)に科学捜査研究所 担当(電話059-222-0110、内線4731、國分)宛てに事前に必ず電話連絡をすること。